源泉徴収票・証明書等は持参または同封してください。（のりで貼り付けないでください。）

5　日給等の内訳（源泉徴収票等の証明のない方は記入してください。）

月	日給	勤務日数	月収等
1	6,901 円	17 日	117,317 円
2	6,901	17	117,317
3	6,901	17	117,317
4	6,901	17	117,317
5	6,901	17	117,317
6	6,901	17	117,317
7			0
8			0
9			0
10			0
11			0
12			0
賞与等			
合計		オ	703,902

法人番号又は所在地	奈良市〇〇町61-1
勤務先名	〇〇商式会社
電話番号	0742-〇〇-〇〇〇〇

6　市民税・県民税の納税方法

給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法	☐ 給与から天引き（特別徴収） ☐ 自分で納付（普通徴収）

7　事業（営業等・農業）・不動産所得に関する事項
（収支内訳書を添付してください。）

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業	〇〇〇	647,131 円	608,000 円	0 円
不動産	奈良市〇〇町1番地	654,321	559,131	0

8　配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円
			国内株式等に係る外国所得税額	円

9　雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額－特別控除額）
総合譲渡	短期	円	円	円	円	ケ 円
	長期					コ
一時						サ
					合計ケ＋［（コ＋サ）×1/2］	

11　事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者給与（控除額）	従事月数	個人番号
		明・大・昭・平　年　月　日	円	月	
		明・大・昭・平　年　月　日	円	月	

12　事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額		円
損益通算の特例適用前の不動産所得			円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	譲渡損、減災損失額(1)	円
前年中の開業・廃業	開始・廃止	月　日	
他都道府県の事業所等	（有　・　無）		

13　寄附金税額控除に関する事項

	都道府県・市区町村（特例控除対象）	奈良県共同募金会・日本赤十字社奈良県支部・奈良県内市区町村特例控除対象団体	奈良県条例指定分	奈良市条例指定分
寄附金額	円	円	円	円
寄附先				

14　所得金額調整控除に関する事項

フリガナ 氏名		続柄		生年月日	明・大・昭・平・令　年　月　日
個人番号		特別障害者に該当する場合	級程度	別居の場合の住所	

15　所得がなかった方の記入欄

前年中に所得がなかった方又は扶養されていた方等は、記入してください。

(1)前年中に所得がなかった方（生活状況について、該当するものを〇で囲んでください。）
ア 遺族年金　イ 障害年金　ウ 傷病手当　エ 雇用(失業)保険　オ 児童扶養手当　カ 育児休業給付金　キ 生活保護　ク 貯蓄　ケ 親族等の援助

(2)扶養されていた方
あなたを扶養していた人　氏名＿＿＿＿＿＿　続柄＿＿＿＿　☐ 同居
※令和5年12月31日現在で記入してください。　☐ 別居（住所：　　）

(3)国外に住んでいた方
国名＿＿＿＿＿＿　居住期間＿＿＿年＿＿月 ～ ＿＿＿年＿＿月　日本での収入の有無　☐有り　☐無し
※有りの場合は、5～10の該当する項目に記入してください。

(4)上記(1)～(3)に該当しない方は、収入がなかった理由及び生活費はどうされていたか記入してください。（パートやアルバイト収入は「5 日給等の内訳」欄に記入してください。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●5　日給等の内訳

アルバイト・パート・日雇いなどで、源泉徴収票等証明のない方は記入してください。勤務先が一定しない場合は、主な勤務先についてその法人番号又は所在地、勤務先名、電話番号等を記入してください。なお、月収がなかった月は０円と記入してください。

●７～10の明細の記入について、ご不明な点があれば市民税課にお問い合わせください。

●13　寄附金税額控除に関する事項

（領収書等の証明書を添付してください。）

⑴　前年中に都道府県・市区町村に寄附をされた場合
　特例控除対象の都道府県・市区町村に対して寄附をされた合計額を「都道府県・市区町村」欄に記入してください。
　特例控除対象以外の都道府県・市区町村に対して寄附をされた合計額は、「都道府県・市区町村（特例控除対象以外）」欄に記入してください。

⑵　前年中に奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部に寄附をされた場合
　奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部に対して寄附をされた合計金額を「奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部」欄に記入してください。

⑶　前年中に奈良県条例・奈良市条例で指定された団体等に寄附された場合
　対象の団体等に寄附をされた合計金額を「奈良県条例指定分」、「奈良市条例指定分」の欄にそれぞれ記入してください。
※団体によっては市民税・県民税いずれかのみの対象となる場合がありますのでご注意ください。詳しくは奈良市ホームページにも掲載しています。

上記寄附金の合計額が２千円を超える場合、一定の計算式により算出した寄附金税額控除額が令和６年度市民税・県民税の所得割額から控除されます。控除額の計算方法等の詳細については、市民税課にお問い合わせください。

●11　事業専従者に関する事項

生計を一にしている15歳以上の親族のうち、事業にもっぱら従事していた人で、専従者1人につき①と②のいずれか少ない金額を控除できます。（ただし配偶者控除・扶養控除と重複して適用することはできません。）

①500,000円（配偶者は860,000円）

②$\dfrac{\text{事業所得＋不動産所得＋山林所得}}{\text{事業専従者の数＋１}}$

●12　事業税に関する事項

営業およびその他の事業所得金額と青色申告控除額の合計額が290万円を超える場合で各項目に該当する事項がある場合のみ、記入してください。

なお、詳細については奈良県税事務所（電話　0742-20-4533）におたずねください。

●14　所得金額調整控除に関する事項

⑴給与収入が850万円を超え、ア：本人が特別障害者、イ：23歳未満の扶養親族を有する、ウ：特別障害をもった扶養親族・同一生計配偶者を有するのいずれかに該当する場合、｛収入額（上限1,000万円）－850万円｝×10%（上限15万円）を給与所得から差し引く。イとウに該当する人がいる場合は、所得金額調整控除に関する事項に氏名等を記入してください。

⑵給与収入と公的年金等の収入の両方を有する人で、それらの所得金額の合計が10万円を超える場合、給与所得（上限10万円）＋公的年金等の雑所得（上限10万円）－10万円を給与所得から差し引く。

※⑴と⑵両方に該当する場合は⑴の差し引き後に⑵を差し引きます。給与所得は、所得金額調整控除を差し引いた後の金額を⑥欄へ記入してください。

●15　所得がなかった方の記入欄

前年中いろいろな事情で所得がなかった人は、その理由やあなたを扶養していた人の氏名、続柄などを記入してください。

※パートやアルバイト収入、知人の手伝い賃金等は給与収入になります。

※長期譲渡、短期譲渡、株式等の譲渡等、先物取引、山林所得等のある方は、別途申告書（分離課税等用）が必要ですので、市民税課までご連絡ください。

※市外に居住している人で奈良市内に事務所、事業所または家屋敷のある人は、「事業所を有する個人」または「家屋敷を有する個人」として、市民税・県民税の均等割が課税されます（地方税法第294条第１項第２号）。該当される人は、申告が必要ですので、市民税課までご連絡ください。

令和６年度 市民税・県民税申告書の書き方

・医療費控除を申告される場合、「医療費控除の明細書」を必ず作成し、添付してください。領収書の添付または提示による申告はできません。

市民税・県民税の申告につきまして、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この申告書は、あなたの税金を計算する際の重要な資料となります。また、国民健康保険料、介護保険料等の算定や、他の行政サービスを受ける上で必要となる資料でもありますので、該当する項目に正確に記入してください。特に扶養親族や障害者、寡婦等は記載がないと控除等が適用されません。

※市民税・県民税は前年の収入・所得に対して課税されます。令和５年１月～12月の状況（収入・所得・扶養親族等）を記入してください。

○市民税・県民税の申告が必要な人

令和６年１月１日現在で奈良市内に住所がある人は、収入の有無にかかわらず、前年中の収入状況を申告していただく必要があります。収入がなかった方や、遺族年金・障害年金・雇用（失業）保険・児童扶養手当等非課税の収入のみの方は、裏面の「15　所得がなかった方の記入欄」に記入してください。

ただし、次の人は市民税・県民税の申告の必要はありません。

１．令和５年分の所得税の確定申告をする人

２．前年中の収入が給与のみで給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されている人（勤務先にご確認ください）。ただし、年の途中の退職・就職等で一定期間所得がなかった人は申告が必要です。

３．前年中の収入が老齢年金等の公的年金のみの人。ただし、年金支払者から年金受給者に送付される「公的年金源泉徴収票」に記載のない控除（扶養親族、障害者、社会保険料、医療費、生命保険料など）を受けたい人、源泉徴収票の記載内容と現況が異なる人（扶養親族や障害者、寡婦・ひとり親に該当しないのに記載がある等）は申告が必要です。

４．同一世帯の人の確定申告書や勤務先の年末調整、市民税・県民税の申告書で扶養親族として記載されている（扶養親族となっている）人で前年中の収入がない人

※上記１～４に該当する場合でも、事務手続上、申告書を送付する場合がありますのでご了承ください。

所得税額が不足する場合など所得金額等によっては、所得税の確定申告が必要になる場合があります（収入が公的年金のみで、支払額が400万円以下の人は除く）。

○申告の受付

申告書は、なるべく郵送等で提出してください。添付書類も必ず同封してください。郵送等で提出する人で、申告書の控えの返送を希望する場合は、提出する申告書のコピーと切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※記載に不備などがある場合はご来庁願う場合もありますので、ご留意ください。

○申告に必要なもの

①申告書、マイナンバーカード、もしくは個人番号通知カードと本人確認書類

②前年中の収入や所得を証明できる書類（源泉徴収票・給与明細書・決算書・家計簿等）

③上場株式等にかかる配当等を申告する場合は申告する配当等の種類に応じた支払通知書

④国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金の領収書等（支払日が前年中の日付のもの）

⑤生命保険料・地震保険料の控除証明書

⑥医療費控除を申告する場合は、令和５年１月～12月に支払った医療費通知書、作成した医療費控除の明細書

⑦セルフメディケーション税制の控除を申告する場合は、令和５年１月～12月に購入した医薬品の明細書

⑧その他各種控除を受けるために必要な書類等

※上記④～⑧については、所得が45万円以下（収入がない場合も含む。）の人、非課税になる人は不要です。

○税制改正による令和６年度の市民税・県民税の主な改正点

【特定配当等・特定株式等譲渡所得の課税方式】

市民税・県民税での特定配当等・特定株式等譲渡所得の課税方式について、所得税で選択した課税方式と異なる課税方式を選択できなくなります。

【国外居住の親族を扶養している際の扶養控除適用要件の見直し】

30歳以上70歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の適用対象外となります。ただし、以下の方は扶養控除の適用対象となります。

①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

②障害者

③納税義務者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

【森林環境税（国税）の創設】

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、市民税・県民税と併せて年額1,000円が賦課徴収されます。

そのほか税制改正による令和６年度の市民税・県民税の主な改正点の詳細は、奈良市ホームページにも掲載しています。

奈良市ホームページで所得金額や各種控除額などを入力すると、市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます。

ふるさと納税の“自己負担額の２千円を除いた全額が控除される額の目安”も試算できます。

申告書を印刷して内容を確認し、必要書類等を添付して市民税課に持参するか送付してください。電子メール等での提出はできません。

奈良市　税額試算　検索　検索サイトでキーワード検索もできます。

●申告者氏名欄

あなたの住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、生年月日、電話番号、前年中の職業を記入してください。

●3．所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除（国民年金、国民年金基金は控除証明書等を添付してください。）

健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、厚生年金、国民年金などの保険料

控除額＝支払った保険料の金額

※ご家族の年金から天引きされている社会保険料は申告できません。

※年金天引き分（本人分）とその他納付書で支払っている分をあわせて申告できます。

※本人の給与・年金から天引きされている社会保険料は「その他」に記入してください。

⑭小規模企業共済等掛金控除（証明書を添付してください。）

第一種共済掛金・心身障害者扶養共済掛金・確定拠出年金法の個人型または企業型年金加入者掛金

控除額＝支払った共済掛金の金額

⑮生命保険料控除（生命保険料控除証明書を添付してください。）

生命保険・簡易生命保険・農協等の生命共済等

平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料（新契約）と、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料（旧契約）は保険料控除の取扱いが異なります。各契約の新旧区分、一般・介護医療・個人年金の適用区分については、控除証明書により確認ください。

一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険の各控除を合計した生命保険料控除の上限額は70,000円となります。

【新契約】一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険とも

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,001円～32,000円	支払保険料等×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円を超す場合	28,000円（限度額）

【旧契約】一般生命保険・個人年金保険とも

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,001円～40,000円	支払保険料等×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円を超す場合	35,000円（限度額）

※新契約・旧契約の両方を合算して控除の適用を受ける場合は、一般生命保険・個人年金保険とも控除の上限額は28,000円です。なお、旧契約のみで算出した控除額が、新契約・旧契約の両方を合算して算出した控除額を上回る場合は、旧契約のみの控除額を適用します。

⑯地震保険料控除（地震保険料控除証明書を添付してください。）

一定の地震保険、損害保険等

(1)地震保険の場合

控除額＝支払金額の合計額の1/2（限度額25,000円）

(2)旧長期損害保険（平成18年末までに締結した契約のうち、保険期間が10年以上で、満期返戻金があり、平成19年1月1日以後に契約等を変更していないもの）の場合

支払保険料等	控除額
5,000円以下	支払保険料等全額
5,001円～15,000円	支払保険料等×1/2+2,500円
15,000円を超す場合	10,000円（限度額）

(3)上記(1)の地震保険と(2)の旧長期損害保険が両方ある場合

(1)の控除額と(2)の控除額の合計額（限度額25,000円。一つの契約で、上記(1)と上記(2)の双方に該当する場合、いずれか一方の控除としてのみ適用可能）

⑰寡婦控除

夫と離婚した人で、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である人、または夫と死別した人で、合計所得金額が500万円以下である人

控除額　260,000円

⑱ひとり親控除

婚姻歴の有無に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身の人で合計所得金額が500万円以下である人

控除額　300,000円

※⑰・⑱ともに令和５年12月31日時点で住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は対象外です。

⑲勤労学生控除（学生証等の写しを添付してください。）

令和５年12月31日現在、学生または生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下である人

控除額　260,000円

⑳障害者控除（障害者手帳・障害者控除対象者認定書の写しを添付してください。）

令和５年12月31日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む。）、扶養親族が次のいずれかに当てはまる場合

特別障害者：療育手帳（A）、身体障害者手帳（１級、２級）、精神障害者保健福祉手帳（１級）、戦傷病者手帳（特別項症から第３項症）等

障害者：上記以外の障害者手帳等の交付を受けている人

特別障害者控除額　300,000円（同居の場合530,000円）

障害者控除額　260,000円

※市が発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている場合も障害者控除を受けられます。

㉖雑損控除

雑損控除を申告される方は、各種証明書等を提出していただく必要がありますので、市民税課までご連絡ください。

㉗医療費控除

※令和5年1月1日から12月31日までに支払った医療費等を合計し、明細書を添付してください。

※「従来の医療費控除」か「セルフメディケーション税制」のうち適用する方を選択してください。

(1)従来の医療費控除

医者、歯医者等に支払った治療費や通院のための交通費など、治療のために支出した費用

（支払った医療費等）－（保険金等で補塡される金額）－（総所得金額等×5%と10万円のいずれか低い方の金額）＝控除額

※予防接種・特定健康診査の費用や文書料は対象になりません。

※おむつ代やストマ用装具代の申請は、使用証明書を添付してください。

申告について詳しくは、同封の「医療費控除を申告される方へ」をご覧ください。

(2)セルフメディケーション税制控除

（スイッチOTC医薬品購入費）－（保険金等で補塡される金額）－12,000円＝控除額

令和6年度（令和5年分）市民税・県民税申告書

※令和5年中の内容を記入してください。

（宛先）奈良市長　　令和 6 年 2 月 20 日　提出

住所・氏名等

住所	奈良市二条大路南一丁目１－１	業種又は職業	
令和6年1月1日の住所	☑上記と同じ		
フリガナ	シミンゼイ　タロウ	個人番号（マイナンバー）	
氏名	市民税　太郎	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	
生年月日	明・大・昭・平・令 25 年 12 月 21 日	電話	（ 0742 ） 34 － 1111

※この欄は記入しないでください

書類		確認
番号	本人	
有・無	有・無	済・否
調査番号		
公簿番号		

（受付印）

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険	182,800 円	後期高齢者医療保険	円
	介護保険	41,400 円	国民年金保険	円
	その他（　）	円	合　計	224,200 円
⑭小規模企業共済等掛金控除	支払った第一種共済掛金 心身障害者扶養共済掛金等の合計額			円
⑮生命保険料控除	新生命保険料の支払合計	新個人年金保険料の支払合計	介護医療保険料の支払合計	
	円	円	18,280 円	
	旧生命保険料の支払合計	旧個人年金保険料の支払合計		
	76,273 円	円		
⑯地震保険料控除	地震保険料の支払合計	旧長期損害保険料の支払合計		
	8,600 円	円		
⑰寡婦控除	死別・生死不明 離婚・未帰還	⑱ひとり親控除	□ひとり親控除	⑲勤労学生控除（学校名）
⑳障害者控除	氏名　市民税　二美	身体・精神・療育・（　　）	4 級 程度	
	氏名	身体・精神・療育・（　　）	級 程度	
㉑・㉒配偶者（特別）控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名	生年月日	同居又は別居	配偶者の収入金額
	市民税　千代子	明・大・昭・平 29 年 6 月 7 日	同居 別居	（給与　円）（年金 795,900 円）
	個人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	配偶者の合計所得金額 0 円	□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）	

㉓扶養親族

氏名	生年月日	同居又は別居	続柄	個人番号
市民税　二美	明・大・昭・平・令 50 年 3 月 5 日	同居 別居	子	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8
市民税　和子	明・大・昭・平・令 4 年 4 月 8 日	同居 別居	母	4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9
市民税　拓也	明・大・昭・平・令 22 年 5 月 10 日	同居 別居	子の子	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0
	明・大・昭・平・令　年　月　日	同居 別居		
	明・大・昭・平・令　年　月　日	同居 別居		

別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所	氏名	住所	国外居住
	市民税　和子	奈良市法華寺町 264-1	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
			□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払

㉖雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金等で補塡される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円

㉗医療費控除	申告する方を○で囲んでください。		支払った医療費等	保険金等で補塡される金額
	従来の医療費控除	セルフメディケーション	80,000 円	15,000 円

「個人番号」欄に、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項）を記入してください。

どちらかを選択して○で囲んでください。

総所得金額等の5%　1,294,034×5%＝64,701（10万円より小さい）

医療費控除額㉗　80,000－15,000－64,701＝299

寡婦	寡夫	特別	障害者	普通	特別	寡夫	寡婦	ひとり親	勤労	学生	配偶	配特	扶養	老人	同居	扶養一般	扶養特定	扶養老人	内同居	国外	居住	障害	特障	住民税	源泉	一時	扶養	外国年金
1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1								1									
控配	有	老配	同配	扶養一般		扶養特定		扶養老人	内同居																			
1	1	1	1					1	1																			
16歳未満		扶養普通		扶養特障			未成年	配当	所得金額調整控除																			
								1	1																			
障害	特障	住民	源泉	一時	扶養	外国年金	その他（　　）																					
AD	DAN	扶養	給与	年居住																								

添付書類　国保・後期・介護・国民年金・社保・生保・地震・寄附・源泉・手帳・医療・その他（　　）

1 収入金額	事業	営業等	ア			6	4	7	1	3	1		
		農業	イ										
		不動産	ウ			6	5	4	3	2	1		
		配当	エ										
		給与	オ			7	0	3	9	0	2		
	雑	公的年金等	カ		2	2	0	5	8	1	1		
		業務	キ										
		その他	ク										
	総合譲渡	短期	ケ										
		長期	コ										
		一時	サ										
2 所得金額	事業	営業等	①			3	9	1	3	1			
		農業	②										
		不動産	③			9	5	1	9	0			
		利子	④										
		配当	⑤										
		給与	⑥			5	3	9	0	2			
	雑	公的年金等	⑦		1	1	0	5	8	1	1		
		業務	⑧										
		その他	⑨										
		合計（⑦+⑧+⑨）	⑩		1	1	0	5	8	1	1		雑所得（⑦～⑨）の合計
	総合譲渡・一時		⑪										
	合計		⑫		1	2	9	4	0	3	4		所得（①～⑥、⑩、⑪）の合計
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬			2	2	4	2	0	0		
	小規模企業共済等掛金控除		⑭										
	生命保険料控除		⑮				5	0	1	4	0		
	地震保険料控除		⑯					4	3	0	0		
	寡婦・ひとり親控除		⑰～⑱					0	0	0	0		
	勤労学生・障害者控除		⑲～⑳			2	6	0	0	0	0		
	配偶者（特別）控除		㉑～㉒			3	3	0	0	0	0		
	扶養控除		㉓			7	1	0	0	0	0		
	基礎控除		㉔			4	3	0	0	0	0		
	⑬から㉔までの計		㉕		2	0	0	8	6	4	0		
	雑損控除		㉖										
	医療費控除（セルフメディケーション）		㉗					2	9	9			
	合計（㉕+㉖+㉗）		㉘		2	0	0	8	9	3	9		控除（㉕～㉗）の合計

※所得がなかった方の記入欄に15「所得がなかった方の記入欄」にご記入ください。

遺族年金・障害年金は非課税収入のため記入しないでください。※裏面15に記入

●営業等（ア・①）、農業（イ・②）、不動産（ウ・③）

申告書裏面の「7　事業（営業等・農業）・不動産所得に関する事項」に収入及び必要経費等を記入し、収入金額の合計は、ア・イ・ウ欄へ、所得欄は①・②・③欄へそれぞれ記入してください。（収支内訳書を添付してください。※奈良市ホームページに見本を掲載しています。確定申告書の様式も可）

●配当（エ・⑤）

令和5年1月1日から12月31日までに受けた配当額を記入します。

（配当金計算書、支払通知書、特定口座年間取引報告書等を添付してください。）

●給与（オ・⑥）

源泉徴収票の支払金額をオ欄に、給与所得控除後の額を⑥欄に記入してください。源泉徴収票が発行されない場合は、裏面「5　日給等の内訳」に記入してください。

※源泉徴収税額の記載は不要です。

給与所得金額の計算（複数あるは場合は合計して計算）

給与等収入金額①	給与所得の金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	①－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(C)×60%＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(C)×70%－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(C)×80%－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	①×90%－1,100,000円
8,500,000円以上	①－1,950,000円

※給与等収入と公的年金等の収入の両方を有する人で、それらの所得金額の合計が10万円を超える人は、申告書の書き方の●14所得金額調整控除に関する事項の(2)を確認してください。

$$(C)=\left\{\frac{\text{収入金額①}}{4{,}000\text{円}}\left[\begin{array}{l}\text{小数点第}\\\text{1位以下}\\\text{切捨て}\end{array}\right]\times 4{,}000\text{円}\right\}$$

※特定支出控除の適用を受ける場合は、上記の表と異なります。

●公的年金等（カ・⑦）

公的年金等の源泉徴収票の支払金額の合計額をカ欄に記入してください。所得金額は、「公的年金等に係る雑所得速算表」の計算式で求めて⑦欄へ記入してください。（※企業年金も含みます。）

※本人分のみ記入してください。

※源泉徴収税額の記載は不要です。

公的年金等に係る雑所得速算表

年齢区分	年金収入金額（A）	所得金額
65歳未満（昭和34年1月2日以降生まれ）	130万円以下	（A）－600,000円
	130万円超～410万円以下	（A）×75%－275,000円
	410万円超～770万円以下	（A）×85%－685,000円
	770万円超～1,000万円以下	（A）×95%－1,455,000円
	1,000万円超	（A）－1,955,000円
65歳以上（昭和34年1月1日以前生まれ）	330万円以下	（A）－1,100,000円
	330万円超～410万円以下	（A）×75%－275,000円
	410万円超～770万円以下	（A）×85%－685,000円
	770万円超～1,000万円以下	（A）×95%－1,455,000円
	1,000万円超	（A）－1,955,000円

※公的年金等の雑所得以外の所得の所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円が、2,000万円を超える場合には一律20万円が控除額から引下げられます。

●業務（キ・⑧）

業務には、原稿料、講演料、ネットオークション等を利用した個人取引の副収入などが該当します。収入金額はキ欄へ、所得金額は⑧欄へ記入してください。

●その他（ク・⑨）

その他には、公的年金等（カ・⑦）及び業務（キ・⑧）に係るもの以外の雑所得が該当します（個人年金、互助年金など）。収入金額はク欄へ、所得金額は⑨欄へ記入してください。

※「●業務」、「●その他」は収入金額から必要経費を差し引いた額が所得となります。

詳細を裏面の「9　雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。

㉑配偶者控除・㉒配偶者特別控除・同一生計配偶者・㉓扶養控除

あなたと生計を一にする配偶者、親族（他の人の扶養親族は除く。）で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人について記入してください。また、配偶者の合計所得金額が48万円を超える場合は、以下の表を参照して控除額を記入してください。

なお、配偶者の合計所得金額が48万円以下で、あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、「□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」にチェックを入れてください。配偶者控除は適用になりませんが、扶養している配偶者の障害者控除は受けることができます。

※同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得金額48万円以下の人

控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者の配偶者

㉑配偶者・㉒配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額 ＼ あなたの合計所得金額		900万円以下	900万円超～950万円	950万円超～1,000万円
㉑	0～48万円	33万円	22万円	11万円
	老人配偶者 ※70歳以上	38万円	26万円	13万円
㉒	48万円超～100万円	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円	31万円	21万円	11万円
	105万円超～110万円	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円	6万円	4万円	2万円
	130万円超～133万円	3万円	2万円	1万円

※配偶者控除の適用を受ける人は配偶者特別控除の適用は受けられません。

㉓扶養親族の控除額

扶養親族の区分	控除額
一般扶養親族	33万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	45万円
年少扶養親族（16歳未満）	0円
老人扶養親族（70歳以上）	38万円
同居老親（本人か配偶者の直系尊属）	45万円

㉔基礎控除

合計所得金額が2,400万円を超える人は、合計所得金額に応じて控除額が段階的に減少します。合計所得金額が2,500万円を超える人は、基礎控除が適用されません。下記の表を参照して控除額を記入してください。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超2,450万円以下	290,000円
2,450万円超2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	適用なし